

## No. 6 公益財団法人岩手県文化振興事業団

### I 法人の概要

#### 1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県文化振興事業団			所管部局 室・課等	文化スポーツ部 文化振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	理事長 石田 知子	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日 (平成23年4月1日公益財団法人へ移行) (財団法人岩手県民会館) (財団法人岩手県埋蔵文化財センター) (財団法人岩手県文化振興基金)		事務所の所在地	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸13番1号		
			電話番号	019-654-2235		
			HPアドレス	<a href="http://www.iwate-bunshin.jp/">http://www.iwate-bunshin.jp/</a>		
資(基)本金等	10,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	10,000,000 円	100.0%	
設立目的	県民一人ひとりが芸術・文化に親しみ、うるおいと生きがいに満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりを進めるために、「芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与すること」を目的に設立し、文化振興に関する県の施策と一体性をもって運営を行っている。					
事業内容	(1) 公益目的事業 ア 音楽や舞台芸術の鑑賞・普及、若手芸術家の育成など文化芸術の振興等の事業 イ 埋蔵文化財の発掘・調査、保存、記録や埋蔵文化財の公開等の事業 ウ 歴史、民俗、自然科学等の資料や美術品等の収集、展示、解説、調査研究等の事業 エ 芸術文化や文化財の保護等の活動に対する助成事業 オ その他芸術文化の振興に関する事業 (2) 収益事業 ア 施設(県民会館ホール、会議室等)の貸与及び駐車場の管理に関する事業 イ 施設利用者への物品販売等の利用サービス促進事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	6 名	うち県現職	1 名	うち県OB	4 名
	平均年収	6,779 千円	平均年齢	63.0 才	※平均年収は令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	144 名	うち県派遣	22 名	うち県OB	7 名
	平均年収	6,162 千円	平均年齢	49.1 才	※平均年収は令和4年度実績	

#### 2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会、身近に文化芸術を体験できる機会を提供
2	幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実
3	県民へ優れた文化芸術に触れる機会を提供、文化芸術活動に参加できる環境づくりを進める
4	文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図る
5	文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、国内外との交流に向けた取組を推進
6	伝統文化の保存・継承を支援する、また、文化財等の修復や安定的な保管を支援する

#### 3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

##### (1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県の文化施設の管理運営とそれを生かした県民への文化振興にあっては、総合的に文化振興に関わる当該法人が、他の民間団体に比して、効果的かつ効率的に行うことが可能である。

##### (2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

県民会館における舞台管理、埋蔵文化財センターにおける文化財調査、博物館・美術館における学芸業務など専門的な知識と経験が必要であり、県直営と比較して、技術力・経験・人員が確保されている当該法人によるサービス提供体制に優位性がある。

#### 4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当該法人は、岩手県内において文化・社会教育施設の管理運営等の支援事業を実施している唯一の公益法人であり、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与していることから、県は、当該法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

## II 経営目標の達成状況

### 1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供	① 県民会館ホールの利用率78.0%	62.6%		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容	新型コロナウイルスの感染防止に取り組みながら、ウィズコロナを見据えての利用促進を図った。 ・利用者への感染防止対策として、従来どおりの検温や機器貸出し、消毒液の配置、マスクの着用、アクリル板の設置など ・自主事業については業種別ガイドラインに沿って、チケット購入時に購入者情報等の記入、ゾーニングの実施等を行った。 ・自主事業公演に於いて質の高い演奏者等による鑑賞型事業、新人演奏家や学生の吹奏楽等の参画育成型事業を多数開催した。				
課題	・新型コロナウイルスの新たな流行により、公演中止や延期等に伴う業務増加等の懸念 ・ウクライナ・ロシア戦争により、関係国等のアーティストによる公演の提供が困難 ・ロビーコンサート等、不特定多数の鑑賞者を集める普及型事業は開催できない				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	郷土の歴史や文化の理解	① 博物館の入館者数 47,500人	31,617		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容	新型コロナの影響により、入館者数が落ち込む中、利用を促すため以下の取組などを行った。 ・感染防止対策：サーモカメラによる検温、非接触型体温計の貸出し、消毒液の配置など ・人数制限等感染防止対策を実施しながら特別展6展（企画展1展、テーマ展5展）、展示解説会8回を開催したほか、自然観察会、体験教室、ミュージアムシアター、各種講座等を実施				
課題	・新型コロナ禍での企画展等の開催や博物館まつりなどの博物館に親しむ事業の円滑な開催方法の工夫 ・新型コロナ感染が心配される中で、現在、午前・午後それぞれ100名程度となるよう団体来館者の受入れ制限をしており、解説付き予約も1団体当たり30名以内としている。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術施設による鑑賞機会の充実	① 美術館の観覧者数 55,000人	53,975		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容	新型コロナ禍の中、お客様が安心して観覧いただくよう感染防止対策に努めながら、以下の取組により利用促進を図った。 実施事業：企画展（6回）、企画展開連イベント、各種教育普及事業 感染防止対策：①サーモカメラによる検温、非接触型体温計の貸出し、消毒液の配置など ②企画展、イベントにおける入場制限、リモート開催、参加者数の制限、人と人との一定間隔を確保など 集客力を高める取組：①報道機関との共同による企画展開催（実行委員会方式） ②TV、ラジオ、新聞、雑誌、HP、SNSなどにより戦略的に広報活動を展開				
課題	・集客力のある企画展を開催するため、企画会社や報道機関などからあらゆる機会を捉えて情報収集する必要がある。 ・集客につながるよう効果的な広報活動の展開が課題であり、他館の事例等を参考に検討していく必要がある。 ・学校や教育団体等からの一層のニーズ把握などに努めながら教育普及事業を実施していく必要がある。 ・新型コロナ前の運営体制に戻しつつも、引き続き安全確保の維持に努めていく必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術と県民との交流支援	① 岩手芸術祭参加者数及び鑑賞者数 27,000人	25,875		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント開催に制約がある中、参加者対策として以下のとおり対応。 ・感染防止対策：非接触型体温計・消毒液の配置、入場者数制限等を実施 ・まん延防止への配慮：総合フェスティバル、舞台等部門等の一部において、ライブ配信等を実施				
課題	・新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した県内文化芸術活動の振興（活動団体の活性化） ・固定化傾向が見られる芸術祭参加者（作品応募者、出演者等）及び鑑賞者について、新規開拓に向けた取組				
5	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化財の保存管理と活用の推進	① ※目標値は定めていない			
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容	・埋蔵文化財発掘調査で出土した出土品の整理（調査、分析など）や発掘調査報告書の作成 ・埋蔵文化財の普及啓発事業として、第43回埋蔵文化財展、第44回埋蔵文化財公開講座、第43回埋蔵文化財発掘調査技術講習会を開催するとともに、県内全体の発掘調査成果等を記載した所報「わらびて」を発刊 ・公共事業等に係る文化財調査の推進（各事業者からの発掘調査の受託と正確・迅速な事業実施）				
課題	・発掘調査受託事業の安定的な確保（国・県からの受託事業に加え市町村の文化財調査の支援等）				

## II 経営目標の達成状況

### 2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	文化芸術施設の鑑賞機会の充実及び普及プログラムの推進	① 県民会館自主事業入場者数 18,000人	12,313人		
		② 埋蔵文化財展等の参加者数 1,350人	1,587人		
		③ 博物館入館者数（常設・特別展等）47,500人	31,617人		
		④ 博物館教育事業等参加者数 15,000人	11,751人		
		⑤ 美術館観覧者数（常設・企画展）58,000人	53,975人		
		⑥ 美術館教育普及事業参加者数13,800人	6,716人		
取組内容	（事業目標に同じ）				
課題	（事業目標に同じ）				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	施設利用者等のサービス向上	① 利用者アンケート結果、満足した人の割合90%以上	94.7%		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所とも、利用者満足度が高まるように配慮して各種催事・イベント等を開催するとともに、接遇研修やセルフチェックを行っている。</li> <li>・また、事業ごとに利用者アンケートを実施し、サービスの向上に向けてフィードバックを行っている。</li> </ul>			
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の利用施設（県民会館、県立博物館）は老朽化が進み、またバリアフリー対策が必ずしも十分ではないため、ハード面において入館者の満足度等への影響が懸念される。</li> <li>・デジタル化によるWi-Fiの環境整備や電子決済の設備整備が求められている。</li> </ul>				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	民間との協働	① 美術館実行委員会による企画展 2企画展開催	2企画展開催		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関との協働による実行委員会方式で、「江口寿史展」、「福富太郎展」の2企画展を開催した。</li> <li>・特に「江口寿史展」は、話題性のある作者であったことなどから、県内はもとより全国から多くの方々に御来館いただき、目標（9,400人）を大幅に上回る20,982人の観覧者数となった。</li> </ul>			
課題	昨今の厳しい経済状況を踏まえ、共催者においてはリスクを回避する傾向があることから、高い芸術性と集客力の両立に向けた企画展の充実を図る必要がある。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	収支均衡の実現	① 当期一般正味財産増減額（±0千円）	22,504千円		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支均衡を目標に掲げ、6か月経過時に執行状況を確認、9カ月経過時に執行状況に加え収支見通しを確認したうえで、費用面では事業所ごとに具体的な経費節減等の方法を協議し、実行を求めている。</li> <li>・収益面では、文化庁や公的団体の助成事業や委託事業等に積極的に応募するなど、収益の確保に努めている。</li> </ul>			
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢を受けた為替変動や物価上昇、賃金水準の上昇等の要因により、県民会館をはじめとして会場使用料や入場料収入、電気料金、冷暖房等に要する燃料費において予測不能な大幅な変動がある。</li> <li>・指定管理期間（5年間）内において、各施設における職員人件費や再委託料（清掃、警備、舞台等）について大幅上昇が必要な例が生じている。適切な指定管理料精算・積算が必要。</li> <li>・恒常的な収支不均衡要因（県民会館指定管理料、博物館等学芸業務委託料、岩手芸術祭人件費等）について、事業団自主事業（東日本大震災被災資料の安定化処理・修復等）により収支補填している現状がある。</li> </ul>				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の資質向上	① 特別研修（隔年実施）アンケート有益回答75%以上	なし		
		②			
		③			
		④			
		⑤			
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修体系を職場研修、職場外研修（新採用研修、外部機関研修、特別研修、専門研修等）、自己啓発研修支援に区分し、外部機関研修、専門研修等について費用負担するほか、自己啓発のための研修等について費用の半額を支援する制度としている。</li> <li>・専門研修として、文化財等の専門人材育成のため、奈良文化財研究所等の研修に職員を計画的に派遣している。</li> <li>・外部機関研修として、（公財）公益法人協会が主催する会計セミナーを受講した（4年度1名）。</li> </ul>			
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により、集合研修（特別研修等）の実施時期設定が困難な状況。</li> <li>・それぞれの職制に応じたマネジメント能力やモチベーションの向上や、業務課題発見から目標設定、課題解決までの業務プロセス習得に向け、効果的なOJT又は外部研修が必要であり、外部研修、自己啓発研修支援等の利用推進が求められる。</li> </ul>				

### Ⅲ 役職員の状況

#### 1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	6	1	4	1	6	1	4	1	6	1	4	1
非常勤	5		1	4	5		1	4	5		1	4
計	11	1	5	5	11	1	5	5	11	1	5	5

※役員には監事を含む。

#### 2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	23	6	8	8	1	25	9	8	7	1	23	8	7	7	1
	一般職	109	42	14		53	114	38	14		62	121	40	15		66
	小計	132	48	22	8	54	139	47	22	7	63	144	48	22	7	67
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	14				14	14				14	16				16
	小計	14				14	14				14	16				16
計		146	48	22	8	68	153	47	22	7	77	160	48	22	7	83

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人      令和4年度 人      令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

#### 2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					16
	プロパー					7	1	8
	県派遣					7		7
	県OB					2	5	7
	その他						1	1
	一般職		7	23	42	32	17	121
	プロパー		2	4	19	12	3	40
	県派遣		1	1	12	1		15
	県OB							
	その他		4	18	11	19	14	66
	計		7	23	42	48	24	144

#### 法人説明欄

〔役職員数の状況について〕  
 ・定款第22条において、理事は6名以上12名以内、監事は2名以内とされ、現在、理事は9名、監事は2名選任されている。  
 ・職員数は、基本的には減員方向にあるが、令和4年度から5年度にかけて平泉世界遺産ガイドセンターの運営事業委託及び指定管理者指定を受けたことなどにより、常勤職員を増加させた。

〔県の関与の状況について〕  
 ・現在、県派遣職員は博物館（10名）、美術館（11名）、総務部（1名・役員）となっている。美術館は、学芸部門の全員が県教委派遣職員、博物館は、学芸部門と総務部門を合わせるとプロパー職員と県教委派遣職員が半々の状況となっている。  
 ・県OBについては、各事業所長又は総務課長に就任している。

〔職員の年齢構成について〕  
 ・一般職のプロパー職員の年齢構成について、40歳代及び50歳代の比率が高く平均年齢も高い。  
 ・60歳定年以降65歳までの再雇用制度があるが、県職員に準じる形での定年延長等が課題となっている。

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
<b>資産</b>	1,850,458	1,856,246	1,857,399	1,153	
流動資産	484,715	453,371	476,587	23,216	
うち現預金	198,235	157,972	476,587	318,615	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	1,365,743	1,402,875	1,380,812	▲ 22,063	
基本財産	10,000	10,000	10,000	0	
うち投資有価証券	9,966	9,966	10,000	34	
特定資産	1,263,050	1,270,581	1,280,441	9,860	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
その他固定資産	92,693	122,294	90,371	▲ 31,923	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
<b>負債</b>	642,345	649,177	632,886	▲ 16,291	
流動負債	252,711	215,455	204,180	▲ 11,275	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	389,634	433,722	428,706	▲ 5,016	
うち有利子負債	0	0	0	0	
<b>正味財産</b>	1,208,113	1,207,068	1,224,513	17,445	
指定正味財産	902,376	898,886	893,826	▲ 5,060	
一般正味財産	305,737	308,182	330,687	22,505	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
<b>正味財産増減計算書</b>					
経常収益	1,907,444	1,843,120	1,957,741	114,621	
経常費用	1,854,926	1,828,577	1,933,837	105,260	
事業費	1,826,720	1,814,155	1,918,356	104,201	
うち人件費	723,137	724,736	733,257	8,521	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	28,206	14,422	15,481	1,059	
うち人件費	9,511	8,041	7,907	▲ 134	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	52,518	14,543	23,904	9,361	
経常外収益	17,370	0	1,467	1,467	
経常外費用	5,558	8,964	1,816	▲ 7,148	
当期経常外増減額	11,812	▲ 8,964	▲ 349	8,615	
法人税、住民税及び事業税	5,747	3,133	1,050	▲ 2,083	
当期一般正味財産増減額	58,583	2,445	22,505	20,060	
当期指定正味財産増減額	▲ 4,131	▲ 3,490	▲ 5,060	▲ 1,570	
正味財産期末残高	1,153,661	1,207,068	1,224,513	17,445	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
<b>県の財政的関与</b>					
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	16,910	18,952	10,930	▲ 8,022	文化芸術活動支援事業
委託料(指定管理料除く)	692,866	645,361	577,121	▲ 68,240	発掘調査業務委託、学芸業務委託、平泉G.Cほか
指定管理料	609,249	592,554	632,237	39,683	県民会館、博物館、美術館
その他	0	0	0	0	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
<b>財務指標</b>					
自己資本比率(%)	65.3	65.0	65.9	0.9	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	191.8	102.1	102.3	0.2	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	1.6	0.8	0.8	0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	39.5	40.1	38.3	▲ 1.7	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	103.5	100.3	101.2	0.9	=経常・経常外収益-補助金【運営費】/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	4.8	1.2	2.0	0.7	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
<b>財務評価</b>	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

**法人説明欄**

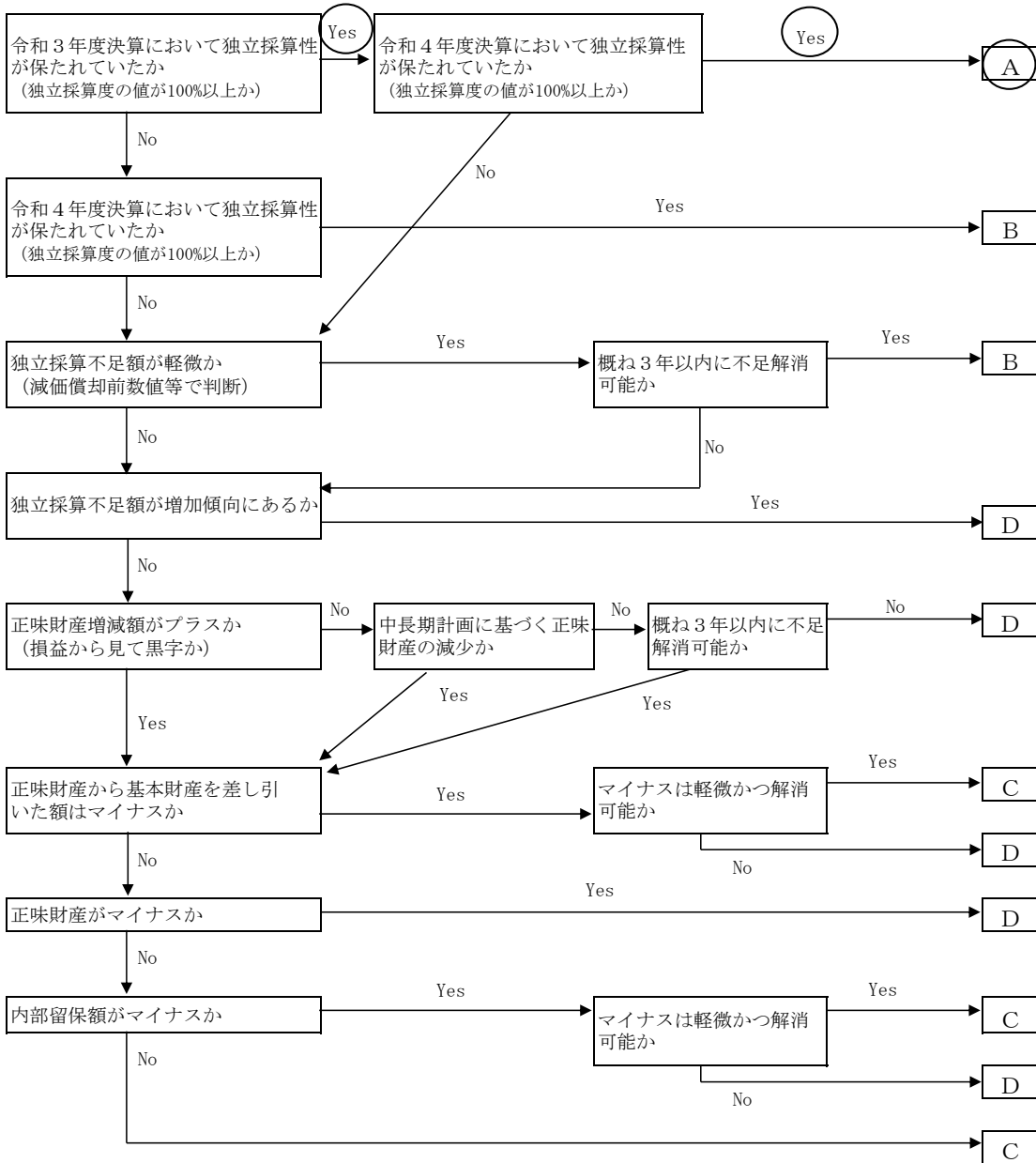
<p>〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は、経常収益が114百万円増加しているが、その主な理由は、埋蔵文化財センター調査面積の増による発掘調査受託収益の増(58百万円)、受託管理施設の光熱水費、燃料費の増加による収入補填の増(47百万円)、新型コロナウイルス感染症の影響が限定的になったことによる利用料収入の増(26百万円)等によるもの。</li> </ul> <p>〔県の財政的関与について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業団の経常収益のうち6割強が、県立施設の指定管理等の管理料や学芸業務受託料、4割弱が埋蔵文化財センターにおける発掘調査委託料(県委託料も含む。)という収益構造となっている。</li> <li>県からの指定管理料等の割合は大きいですが、運営費補助金、貸付金等の財政的関与は受けていない。</li> </ul> <p>〔財務指標・財務評価について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収支均衡の財務運営を基本に、適正な予算執行に努めており、財務状況は概ね良好である。</li> </ul>
---

(入力用) 財務評価 (フローチャートによる評価) 公益法人・一般法人用

(下記の該当する" Yes"、" No" 及びA~Dを○で囲むこと)

財務諸表と財務指標の数値等を確認して、正確に判断すること。

<独立採算度などからみて>



- A : 良好
- B : 概ね良好
- C : 改善を要する
- D : 大いに改善を要する



## V 法人及び所管部局の評価

### 1 県施策と法人との連携・協働

#### (1) 県施策の推進について

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県文化振興事業団は、「いわて県民計画」の理念等に基づき、文化芸術の振興や文化財、美術品の取扱い等に係る高い専門性やネットワークを有する人材を配置し、文化芸術の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・活用等を図り、県民の教育、学術及び文化芸術の振興に向けて、積極的な役割を果たしている。</li> <li>・また、県民一人ひとりが文化芸術に親しみ、うるおいと生きがいに満ちた生活を営むことができるような文化的環境づくりや、東日本大震災の復興支援を目指し、県と一体となって取り組んでいる。</li> </ul>
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に薄らいできたこともあり、感染拡大防止のために中止や変更を余儀なくされた事業が若干あったものの、概ね計画に沿って事業を実施することができたことから、各文化施設の利用率や鑑賞者数は前年度に比べて概ね増加した。</li> </ul>

#### (2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入により、公の施設に係る管理運営業務の民間事業者等の参入は可能である一方、県民会館、博物館、美術館、埋蔵文化財センター及び平泉世界遺産ガイドセンターの事業（文化芸術に親しむ機会の創出、専門的な学芸業務、埋蔵文化財の発掘調査業務等）は、施設の管理運営と一体となった効果的・効率的な運営・活用が求められている。また、県民ニーズに即してそれぞれの事業（特に社会教育的な事業等）を実施するためには、文化芸術に係る高い専門性や調査研究能力を有する人材が必要であり、民間事業者主体が代替するためには、こうした職員を継続的に確保する仕組みが不可欠となる。</li> <li>・現在、事業団が担っている岩手県文化振興基金による文化芸術団体の活動支援などは、県のアーツカウンシル構想（又はアーツコンソーシアム構想）が実現すれば、当該組織での実施が想定される。</li> </ul>
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立文化施設の管理運営及びそれらを生かした文化振興にあつては、高い専門性や調査研究能力を有する人材の確保を含め、総合的に文化振興に関わる当該法人が、他の民間団体に比して効果的かつ効率的に行うことが可能と見込まれる。</li> </ul>

### 2 自律的マネジメントの促進

#### (1) 組織マネジメントの確立について

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団では、中長期的な事業運営の基本方針を定めるとともに、中期経営計画において事業目標・経営改善目標を定め、その達成状況を確認・分析し、改善に向けた対応を行い、計画の見直しに反映させている。</li> <li>・事務局のマネジメント組織である理事長・館所長会議を新設し、基本方針、中期経営計画の策定等を行うとともに、これに基づく事業所毎の業務運営方針（又は経営計画）の策定・共有、サマーレビュー、オータムレビューによる評価・検証等を実施している。その上で、法人の意思決定機関である理事会において、定期的に当該年度の事業実施状況、翌年度の事業計画等について確認・承認を受けている。</li> </ul>
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営の基本方針や中期経営計画を踏まえ、事業目標等の達成に向けて取り組んでいる。</li> <li>・マネジメント組織の新設や事業所毎の業務運営方針等を行い、効果的・効率的な運営を行っている。</li> </ul>

#### (2) リスク管理体制の強化について

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団では、潜在的リスクを想定した「事業団危機管理対応方針」を定め、各事業所はこの方針に基づき「安全管理行動マニュアル」を作成し、事故発生等における迅速、的確な対応ができるような体制を整えている。</li> <li>・会計処理の適正確保に向けて、事業所等ごとに会計事務自己点検を行い、その結果を共有している。また、毎月、会計事務所の点検を受け、助言等も得ながら、適正な事務執行、会計処理に努めている。</li> <li>・ハラスメントの発生防止に向けて、ハラスメントの禁止やハラスメント相談対応マニュアル・相談員の氏名を全職員に周知するなど対応した結果、ハラスメント相談は減少傾向にある。</li> <li>・事業団は、専門人材を多数確保しており、専門性の更なる向上を図るため、研修計画に基づき他機関の専門人材研修や講習会に職員を派遣するなど資質向上に努めている。</li> </ul>
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的リスクを想定した方針やマニュアルを整備し、事故発生等における対応が可能な体制が確保されている。</li> <li>・会計処理の適正確保について、公認会計士・税理士法人による監査の導入により、適正な会計処理が行われている。</li> </ul>

### 3 健全経営の維持・確保

#### (1) 経営改善について

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業満足度や意見、要望等を把握するため利用者等アンケート調査を行い、結果を実施方法の改善や計画等に反映させている。</li> <li>・財務面では、収支均衡を目標に掲げ、6か月・9か月経過時には、予算執行状況や収支見直しについて理事会報告を行い、健全な財務運営に努めている。</li> <li>・収益面では、県の指定管理料、学芸業務委託料等が主な収入であるが、文化庁や公的団体の助成事業に事業提案を行うなど、収益の確保に努めている。</li> </ul>
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設において事業ごとに実施している利用者アンケートにより、ニーズの把握や研修等に取り組み、利用者サービスの向上に努めている。</li> <li>・財務においては、収支均衡という目標の下、定期的に執行状況や収支見直しの確認を行っている。</li> </ul>

#### (2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県派遣職員については、県出資法人の適正な運営を支援し、県との連携を強め、県文化施設の管理運営及びそれらを生かした文化振興施策を効果的に実施するため、法人の要請を受けて派遣しているものであり、指定管理業務と明確に区分し、指定管理者選定に係る公平性に配慮しながら行っている。今後も引き続き、従業務の実態に留意し、必要性・妥当性を十分考慮の上、適切な範囲での派遣人数及び人件費の負担を行うこととしている。</li> </ul>
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

### 4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人岩手県文化振興事業団が保有する文書等の開示等に関する要領に基づき開示請求への情報公開に対応している。</li> <li>・事業団のホームページにより、事業計画や事業報告、予算や決算、理事会・評議員会議事録等の基本情報を公開している。</li> <li>・報道機関に対し、定期的（2か月に1回）に事業所の催事情報等を情報提供（記者レク資料）するとともに、随時、SNSを活用した情報発信に努めている。</li> </ul>
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人のホームページにおいて、基本的な情報を公開しており、分かりやすく、アクセスもしやすいものとなっている。</li> </ul>



## VI 統括部署（総務部）の総合評価

### 1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	
所管部局	

### 2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 <p>・経営改善目標として設定している「文化芸術施設の鑑賞機会の充実及び普及プログラムの推進」については、一部の目標値において、事業目標と重複しているものと見受けられます。また、重複していない目標値についても、本来は、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものであると考えられます。法人の役割である教育、学術及び文化の振興を果たす上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画策定の際に、既存の事業目標との整理統合等を行う必要があります。</p> <p>なお、目標値にある入場者数等については、その増加が法人の収益増加に結びつくことにより経営改善に資するものであることは否定できないところであり、その点を踏まえて経営改善目標として据え置くのであれば、目標内容を改めた上で、目標値を金額ベースや収益率にする等により対応する必要があります。</p>	実施済	<p>・中期経営計画（令和5～8年度）において、事業目標と経営改善目標の重複を解消したところです。</p> <p>・なお、経営改善目標に関しては、法人の収益構造の改善に結びつく指標を選定したところです。</p>	2023年3月
1	<p>・法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。</p>	実施済	<p>県職員の派遣については、県と当該法人が連携・協働のもと、本県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存・活用等を図るため、行っているものであり、その必要性や人数等については、毎年度、検討・協議を行います。</p>	毎年度実施
所管部局	2 <p>・いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン（2019～2022年度）において、「県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合（％）」、「岩手芸術祭への出展数（件）及び「アートマネジメント研修参加者数（人）」が目標として設定されています。当該目標の達成については法人が重要な役割を担うものであると考えますが、現在の法人の事業目標には設定されていないものと見受けられます。県民計画に掲げられた項目の全てを事業目標として設定しなければならないものではありませんが、県施策推進に当たって法人が果たす役割をより明らかにするため、現在の事業目標を改善する余地があるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。</p>	実施済	<p>・県施策推進に当たって法人が果たす役割をより明らかにするため、第2期アクションプランにおいて法人が重要な役割を担うと考えられる目標は、中期経営計画（令和5～8年度）の目標に設定しました。</p>	2023年3月

【令和4年度指摘事項】

		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	<p>現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。</p> <p>この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。</p>	実施済	<p>・中期経営計画（令和5～8年度）において、事業目標と経営改善目標の重複を解消したところです。</p> <p>・なお、経営改善目標に関しては、法人の収益構造の改善に結びつく指標を選定したところです。</p>	2023年3月
	1	<p>今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。</p>	実施済	<p>指摘事項が中期経営計画（令和5～8年度）に反映されるよう、評価の段階から計画の策定まで積極的に関与し、事業目標や経営改善目標の見直しなどを行いました。</p>	2023年3月
所管部局	2	<p>法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。</p>	実施済	<p>県職員の派遣については、県と当該法人が連携・協働のもと、本県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存・活用等を図るため、行っているものであり、その必要性や人数等については、毎年度、検討・協議を行います。</p>	毎年度実施